



経済産業省：

情報セキュリティサービス基準の公表

UHY Tokyo ニュースレター / 2018年3月

経済産業省は平成30年2月28日、「情報セキュリティサービス基準」を公表しました。

本基準では、情報セキュリティサービスに関する一定の技術要件及び品質管理要件を示し、品質の維持・向上に努めている情報セキュリティサービスを明らかにするための基準を設けることで、情報セキュリティサービス業の普及を促進し、国民が情報セキュリティサービスを安心して活用することができる環境を醸成することを目的としています。

概要は下記の通りであり、本基準の全文は下記URLからご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180228002/20180228002-1.pdf>

1. 情報セキュリティサービスの 基準に関する事項

本基準の対象となる情報セキュリティサービスを、情報セキュリティ監査サービス、脆弱性診断サービス、デジタルフォレンジックサービス、セキュリティ監視・運用サービスと定め、各サービスを提供するための基準として、技術的要件と品質管理要件を明示しています。また、各サービスにおける要件の詳細を附則に明示しています。

2. 技術的要件

情報セキュリティサービスを提供する者の技術的要件として、「専門性を有する者の在籍状況」及び「サービス仕様の明示」を求めています。「専門性を有する者の在籍状況」では各サービスに従事する者の要件を明示しており、「サービス仕様の明示」では各サービスにおける品質を確保するために求められる基準に準拠してサービスが行わ

れていることを求めています。

附則において例示している各サービスの「専門性を有する者の在籍状況」における必要な専門性を満たすとみなすことができる内容相当の資格は下記の通りです。なお、その他の要件については本基準をご参照ください。

(1) 情報セキュリティ監査サービス

- ・公認情報セキュリティ監査人
- ・公認システム監査人
- ・CISA (Certified Information System Auditor)
- ・システム監査技術者

(2) 脆弱性診断サービス

- ・情報処理安全確保支援士
- ・CEH (Certified Eshical Hacker)
- ・CISSP (Certified Information Systems Security Professional)
- ・CISA

(3) デジタルフォレンジックサービス

- ・情報処理安全確保支援士
- ・CISSP

(4) セキュリティ監視・運用サービス

- ・情報処理安全確保支援士
- ・CISA
- ・CISM
- ・CISSP
- ・GIAC

3. 品質管理要件

情報セキュリティサービスを提供する者の品質管理要件として、「品質管理者の割当状況」、「品質管理マニュアルの整備」、「品質の維持・向上に関する手続等の導入状況」の実施を求めています。

本基準の公表により、情報セキュリティサービスについて一定の品質の維持向上が図られていることを第三者が客観的に判断できる環境が整備されることが期待されています。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。



コンタクト

UHY東京監査法人

小野 琢司 - IT・内部統制 PG

Email: takuji.ono@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : <http://www.uhy-tokyo.or.jp/>

